

市町村合併に伴う所在地（又は住所）表示について

1. 背景

- 住民の立場に立って、市町村の行政サービスを維持し、向上させるとともに、行政としての規模の拡大や効率化を図るという観点から、市町村合併が推進されており、平成 16 年 4 月 1 日から平成 16 年 10 月 1 日までに、144 市町村が合併して 42 の市町が成立したところである。(平成 16 年 10 月 1 日時点 3,030 市町村)

2. 現状

- 容器包装に表示する製造所等の所在地又は住所については、食品衛生法及び JAS 法に基づき、表示を行うこととなっているが、合併後いつの時点で新所在地又は住所で記載すべきか明確に定まっておらず、事業者等が混乱している。
- 事業者等より、資源の有効利用の観点から、旧所在地又は住所が印刷されている容器包装の在庫がある間は、旧所在地又は住所の容器包装を使用したい旨等の声が寄せられている。
- また、旧所在地又は住所の表示をしている食品の事故が、万一生じた場合であっても、その責任の所在の追及あるいは製品の回収等の行政措置を迅速かつ的確に行うことができる。

3. 対応（案）

- 食品衛生法及び JAS 法に基づき表示すべき所在地又は住所については、旧住所又は所在地の表示を市町村合併後も当分の間（もしくは期限つきで）認めることとする。

(参考) 酒類に表示すべき所在地又は住所については、別添のとおり、定められている。

別 添

市町村合併による酒類の製造場等の所在地等について

- 1 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和 28 年法律第 7 号）
（酒類の種類等の表示義務）

第 8 6 条の 5 酒類製造業者又は酒類販売業者は、政令で定めるところにより、酒類の種類その他の政令で定める事項を、容易に識別することができる方法で、その製造場から移出し、若しくは保税地域（関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 29 条に規定する保税地域をいう。）から引き取る酒類（酒税法第 28 条第 1 項、第 28 条の 3 第 1 項又は第 29 条第 1 項の規定の適用を受けるものを除く。）又はその販売場から搬出する酒類の容器又は包装の見やすい所に表示しなければならない。

- 2 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令（昭和 28 年政令第 28 号）
（表示事項）

第 8 条の 3

- 1 酒類製造業者は、その製造場（酒税法第 28 条第 6 項又は第 28 条の 3 第 4 項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所を含む。以下この条において同じ。）から移出する酒類（同法第 28 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の規定の適用を受けるものを除く。）の容器の見やすい箇所に、当該酒類の移出の時までに、その氏名又は名称、その製造場（自己の他の製造場においてこの条の規定により表示すべき事項の全部を表示した酒類を移入し、これをそのままの表示で更に移出する場合における製造場を除く。）の所在地、容器の容量（粉末酒にあつては、当該粉末酒の重量。以下この条において同じ。）及び当該酒類の種類（品目のある種類の酒類については、品目。以下同じ。）並びに当該酒類の種類に応じ次に掲げる事項を、容易に識別することができる方法（当該酒類（財務大臣が定める見本用のものを除く。）の種類については、財務省令で定めるところにより財務大臣に届け出た方法。次項において同じ。）で表示しなければならない。（以下、省略）

- 6 第 1 項から第 3 項までの規定による表示をしなければならない者は、相続（総括遺贈を含む。）、合併その他の事由によりこれらの規定による表示をし難い場合において、財務大臣の承認を受けたときは、これらの規定により表示すべき事項の一部を省略し、又はこれらの規定による表示と異なる表示をすることができる。

3 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）
（平成 11 年 6 月 25 日）

第 8 編 第 86 条の 5 1(1)ニ 製造場等の所在地及び住所の表示

製造場等の所在地並びに組合令第 8 条の 3 《表示事項》第 2 項及び第 5 項に規定する住所の表示は、住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）に基づく住居表示による。（以下、省略）

第 8 編 第 86 条の 5 1(2)ニ (ロ) 異なる表示を行うことができる表示義務事項

組合令第 8 条の 3 《表示事項》第 6 項に規定する「異なる表示」を行うことができる表示義務事項は、次のとおりとする。

A (省 略)

B 相続、合併、経営組織の変更、社名変更、行政区画の変更等によって表示義務事項に異動を生じた場合において、その異動前の表示義務事項（以下、省略）

第 8 編 第 86 条の 5 1(2)ニ (ニ) 「省略」又は「異なる表示」の承認を与える期間等

「省略」又は「異なる表示」の承認を与える期間及び事項は、必要最小限の範囲（例えば、準備が完了するまでの最短期間）にとどめる。（以下、省略）

1. 所在地及び住所の表示をする主な根拠法令

○厚生労働省

食品衛生法施行規則第21条第1項ハ

製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地。以下同じ。）及び製造者又は加工者（輸入品にあつては、輸入業者。以下同じ。）の氏名（法人にあつては、その名称。第8項及び第10項において同じ。）

○農林水産省

加工食品品質表示基準第3条

加工食品の品質に関し、製造業者、加工包装業者又は輸入業者（販売業者が製造業者又は加工包装業者との合意等により製造業者又は加工包装業者に代わってその品質に関する表示を行うこととなっている場合にあつては、当該販売業者。以下「製造業者等」という。）が加工食品の容器又は包装に一括して表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、飲食料品を製造し、若しくは加工し、一般消費者に直接販売する場合又は飲食料品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない。

- (1) 名称
- (2) 原材料名
- (3) 内容量
- (4) 賞味期限
- (5) 保存方法
- (6) 製造業者等の氏名又は名称及び住所

2. 施行準備期間について

- | | |
|----------------------------|-----|
| ○ 食品添加物の表示の全面表示（食品衛生法のみ） | 3年間 |
| ○ 期限表示の名称等の統一（食品衛生法及びJAS法） | 2年間 |
| ○ 加工食品の原料原産地表示対象品目拡大（JAS法） | 2年間 |